

進之、
國

〔政事要略五十五交替雜事〕延宮格云、太政官符、應復舊行味原牧乳牛課法年限事、

右得宮內省解、稱典藥寮解、稱勘件、乳牛課法、元來起自四歲、停十二歲、行來年久、而前頭源朝臣道偏備、令條自去元慶五年、勘發十九歲之課、申載勘解由使報符、下寮已畢、今案事情、乳牛院立飼牛摠十四頭、就中母牛七頭、其息七頭、遞相輪轉、以充供御、因茲蕃息之牛、不同餘牧望請從勘發年被免件課、復舊將勘四歲已上、十二歲已下之課、然則供御之儲自備、逃散之輩更歸謹請官裁者、左大臣宣奉勅依請、

元慶八年九月一日

○按ズルニ、乳牛ノ事ハ、方技部藥方篇牛乳條ヲ參照スベシ、

〔長崎聞見錄一〕野牛

野牛は、唐人蠻人食料とするなり、稻佐立山邊に飼ひおきて、唐人蠻人にうる事なり、其かたち大に三倍す、ぶたに比すれば甚小さものなり、味ひもまたぶたに及ばず、しかれどもいたつて温物なれば、嗜もの多きをもつて、ぶたよりも高價なり、毛色はみな白色なり、よく人に馴て食ふには忍びざるものなり、

〔大和本草附錄二〕野牛 時珍曰居深山中野牛也、狀及毛尾俱同牻牛、牻小而犛大、

〔本朝食鑑十一〕野牛

集解○中 大抵參遠以東至奧夷、馬多牛少、故耕耘運轉皆用馬、尾濃以西至海國、牛多馬少、故耕耘運轉皆用牛、就中播州備州最產牛、而蕃息者多矣、

野牛
犛牛
牛產地

〔和漢三才圖會三十七〕牛 ○中
大抵關東馬多牛少、關西牛多馬少、